

新生公立鳥取環境大学運営協議会会議の運営について

(目的)

第1条 この規程は、新生公立鳥取環境大学規約（以下「規約」という。）第15条第6項の規定に基づき、新生公立鳥取環境大学運営協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(書面の持ち回りによる会議)

第2条 新生公立鳥取環境大学協議会会長（以下「会長」という。）は、会議を行う場合において、会長が会議を開催する暇がないと認めるとき又は会議が開催された場合において、副会長及びその他の委員が事故その他の事由により会議に出席できないときの会議は、書面の持ち回りにより行うものとする。

2 持ち回りによる会議を行う場合は、副会長及び委員の賛否を証する書類を会長に提出するものとする。

附 則

この規程は、平成24年3月28日から実施する。